平成２９年（フ）第６９号
千葉県八街市榎戸922番地18　ボナールＡ103
破産者　長谷川英之（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９５号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉315番地80
破産者　株式会社秀道建設
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第９６号
千葉県佐倉市寺崎北４丁目10番地９　伊藤方
破産者　濵道　広幸
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第６１０号
東京都江戸川区船堀２丁目13番８－301号ＡＭビル
破産者　西田　秋声
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
東京都調布市仙川町１丁目28番地１ハウス池亀６号館205
破産者　井上　倫子（旧姓森岡）
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７７号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目８番地の９
破産者　株式会社山道工務店
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７８号
茨城県鹿嶋市大字棚木2817番地12
破産者　山道　英一
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７９号
東京都昭島市福島町３丁目21番７号
破産者　有限会社山道工務店
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３４号
東京都港区港南２丁目16番８－2106号
破産者　株式会社ＲＡＢＩＳＯＮ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３８３号
東京都府中市分梅町４丁目24番地の10
破産者　宅美　由章
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３８４号
東京都府中市分梅町４丁目24番地の10
破産者　宅美百合子
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６８７号
横浜市鶴見区仲通２丁目60番地２コージーハウス潮田404
破産者　株式会社ニーズ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６０１号
京都府綴喜郡井手町大字井手小字南猪ノ阪３番地１
破産者　株式会社ＯＨＣ
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２２０号
京都市中京区西ノ京御輿岡町24番地６
破産者　有限会社フロムハウス
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目355番地
破産者　有限会社しみず
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目327番地４
破産者　株式会社スポーツフォーラム
1　決定年月日　平成29年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５９号
岡山県倉敷市北畝５丁目23番61号
破産者　梶田　清志
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第５０７号
静岡県焼津市中里1110番地　村西荘７号、開始決定時の住所静岡県焼津市石脇下933番地の39
破産者　大石　和雄
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７２号
茨城県取手市青柳106番地１　フジコーポ202号、旧住所静岡県裾野市公文名254番地
破産者　高村　信継
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３００号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字白山前486番地
破産者　星野　明仁
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２１２号
大阪府守口市大久保町２丁目27番８－305号、開始決定時大阪府門真市打越町２番３号
破産者　石徳　孝夫
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部